

**絆**

157 号



自由民主党

衆議院議員

**桜田よしたか**

**日本！この国を強い国に！**  
**～国・地域・家族を守る～**



**新しい時代の、新しい憲法を制定しよう！**

**「自主憲法」で社会に安全を、暮らしに安心を！**

私たちの手で、私たちの憲法を創る——「絆」前号（156号）で私は「自主憲法制定」を最大のテーマに次期衆院選を戦うことを約束しました。現在の憲法のどこを、どう手直しすれば新しい時代にふさわしい憲法が誕生するのか？「日本の誇り、日本人らしさ」を表す憲法を手に入れることができるのか？今回は「自民党憲法改正草案」の柱でもある3点に絞って具体的に論議を深めていきます。

### 高すぎるハードル まず“入り口”を整えよう憲法 96 条「改正発議要件」の緩和

憲法改正について自民党の安倍総裁は「たった3分の1を超える議員が反対すれば（発議）出来ないのはおかしい。（発議に反対する）横柄な国会議員は次の選挙で退場してほしい」と語っています。この発言は、憲法改正の発議要件の緩和を次の総選挙の争点に掲げる意向を示したものです。憲法改正の発議要件を定めた現行憲法第96条第1項には次のように書いてあります。「この憲法の改正には、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」。安倍総裁が言うように、憲法改正原案は衆参双方で総議員の3分の2以上の賛成を得ないと、国民投票に付することすら出来ないのです。これではハードルが高すぎます。〈針の穴にラクダを通す〉ようなものです。少数意見がまかり通り、民意を背景にした多数意見が狂殺される、民主主義とは逆の事態が起きかねません。自民党憲法改正草案にあるように、

- ① 改正発議要件の緩和
- ② 緊急事態条項の新設
- ③ 9 条の見直し

〔第10章 改正〕▽衆参両議院それぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決

▽国民の投票で、有効投票の過半数の賛成で承認という形に発議要件を緩和

国会では、憲法改正を審議する憲法審査会が昨春秋、ようやくスタートしました。憲法見直しについては、与野党の多くが——濃淡はあっても——必要性そのものは認めています。しかし、どの項目から、どのように手を付けるかの具体論になると、思惑の違いが表面化して論議は進んでいません。私は、国会発議要件を過半数に引き下げる手続き面に絞って議論を始めれば、合意形成は可能だと思っています。まず96条改正という“入り口”が決まれば、あとは案外スムーズに議論に入れるのではないのでしょうか。

### 大規模災害に即応できる憲法を—緊急事態条項で首相、政府に権限集中

巨大地震と津波、そして原子力発電所事故。混乱を極める首相官邸——2011.3.11にわが国を襲った東日本大震災は、国家の基本である憲法の重大な欠陥を浮き彫りにしました。憲法には大規模災害を想定した有事法制がないのです。現行憲法には、衆議院解散中の参議院の緊急集会を除けば、緊急事態に関する規定はありません。このため、緊急事態

が発生した場合、災害対策基本法や各種の法律などで個別に規定されている条項をかき集め、泥縄式で対応しているのが現状です。首都機能が喪失しかねない「首都直下型地震」や、東海、東南海、南海地震が連動する「南海トラフの巨大地震」はいつ発生してもおかしくないとされています。国家の機能が損なわれる事態さえ想定される中、憲法改正にまで踏み込んだ有事法制の整備は喫緊の課題です。

## ●東日本大震災、福島原発事故の教訓

現在の災害対策基本法は、「異常かつ激甚」な災害の場合、首相が「災害緊急事態」を布告し、必要な政令を制定できると定めています。しかし、緊急政令を出せるのは国会が閉会中、または衆議院の解散中だけ。内容も生活必需物資の配給や物価統制などに限られています。3.11で当時の菅内閣が布告に踏み切らなかったのは、国会が開会中だったうえ、国が強制力を持った措置を取りにくかったことも要因として考えられます。首相のリーダーシップ、危機管理能力の有無はさておき、非常時の法制を平時から整備しておかなければ〈いざ鎌倉〉には間に合いません。今次大震災では私権の制限を含む有事法制の不備が救助、復旧活動のネックになりました。次のようなケースが報告されています。

▼自衛隊や消防がガレキの中から金庫を回収しても、財産権の問題が絡むので現場では処理できない。

▼自衛隊が犠牲者の遺体を搬送できない。警察の検視が必要になる。

▼地震でA社のエレベーターが緊急停止しても、B社の技術者は動かすことが出来ない。閉じ込められた人はA社のスタッフが来るまで何時間も待たなければならない。——こんな使い勝手の悪い法制度では有効な手は打てません。東電福島第一原発事故の反省も必要です。政府は、原子力災害対策特別措置法により原子力緊急事態を宣言し、対応に当たりましたが、初動が遅れました。今さら言っても仕方ないことですが、原子炉冷却に必要な人材や機材を、既存の法律にとらわれずに緊急輸送する措置を取っていれば、事態が悪化するのを防げたのでは…と悔やまれます。国の緊急事態は大規模災害や原発事故に限りません。外国からの侵略やテロも想定されます。こうした重大な局面で迅速・適切に対応し、国民の生命財産を守るのは政府の責務です。このため、多くの主要国の憲法は緊急事態条項を備えています。ドイツ、フランス、韓国などは非常時に大統領や政府に権限を集中させ、軍隊や警察、地方自治体を指揮したり、移転の自由や財産権など一定の国民の権利を制限できるようにしています。

## ●非常時対応には憲法の見直しが必要——自民党改正草案に緊急事態条項を明記

自民党憲法改正草案は、東日本大震災の教訓も踏まえ、第9章に緊急事態条項を設けました。武力攻撃や内乱、大規模災害の際、首相は「緊急事態」を宣言できます。それに基づき、地方自治体の長に指示することも可能になります。国民の生命と財産を守るためには、居住及び移転の自由、財産権など基本的人権を必要最小限の範囲で一時的に制限することもあるでしょう。それだけに、反対論もありますが、何の規定もないまま政府が緊急事態を理由に超法規的措置をとることの方がよほど危険だと思います。非常時に際して首相の権限を一時的に強化するのはやむを得ないことです。しかし、一方で基本的人権が無原則に侵害されないよう、憲法で歯止めをかけておくことが必要ではないでしょうか。

## ●まだ甘い災害対策法改正

### ＜緊急措置条項は先送り＞

東日本大震災から1年半余り。政府が提出していた「災害対策基本法改正案」がようやく成立しました。法改正の柱は国や都道府県の役割を強めたことです。被災自治体の要請を待たずに救援物資を供給できる条項を新設し、運送事業者は物資の輸送を「要請」できると規定しました。大震災で、被災地への物流が滞り、食料やガソリン、

### ＜憲法改正草案 第9章緊急事態＞

▽外部からの攻撃、地震等による大規模な自然災害などの法律で定める緊急事態において、内閣総理大臣が緊急事態を宣言し、これに伴う措置を行えることを規定。

▽宣言は、事前または事後に国会承認。

▽内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定、内閣総理大臣は、地方自治体の長に指示できる。

▽何人（なんびと）も国その他公の機関の指示に従わなければならない。基本的人権は最大限に尊重。

▽宣言の場合は衆院は解散されない

毛布などの物資不足が発生したからです。しかし、こんな小手先のことしかできないのか…と、私はガッカリしています。改革の肝（きも）ともいべき緊急措置条項の改正は次の国会以降に先送りされてしまったからです。政府は初期対応の遅れを反省しているとは思えません。民主党政権は大震災から何を学んだのでしょうか。憲法改正を含む緊急事態条項の整備を急ぐべきです。残された時間はあまりないのかもしれない。

### 自衛権発動の権利、国防軍保持を明記——集团的自衛権の行使が可能に

沖縄県・尖閣諸島の周辺海域に連日出没する中国艦船、韓国による要塞化が進む島根県・竹島、核開発疑惑に包まれた北朝鮮・日本を取り巻く国際情勢は厳しさを増すばかりです。それなのに、わが国の安全を守るための法整備は遅れたまま。一国だけで平和は維持できません。集团的自衛権の行使を可能にし、日米同盟を円滑に機能させる必要があります。次のような事態を考えてください。【ケース1】日本有事の際、海上自衛隊と共同行動中の米艦が攻撃された場合、自衛艦は反撃できるのか？【ケース2】米国に向かうことが明らかな弾道ミサイルを日本は迎撃できるか？答えは、いずれもノーです。これまでの政府解釈によると、「自衛のための必要最小限の範囲を超えるため」攻撃できないというのです。日米安全保障条約に基づいて、助けにかけつけた米軍がやられても、手を出せないなんて…こんなバカな話はありません。支援継続をアメリカ世論も認めないでしょう。日本は危機の中で孤立します。これではどうにもなりません。集团的自衛権の行使を可能にし、日米同盟を円滑に機能させる必要があります。日本の安全を将来にわたって確かなものにするため、自民党は憲法改正草案で集团的自衛権の行使を容認することを明確にしました。

安全保障に関して、9条の戦争放棄を堅持しつつ、「自衛権の発動を妨げるものではない」の一文を加えたのです。自衛隊は「国防軍」として保持するとしました。この規定により、「集团的自衛権は保持して憲法解釈にしばられることなく、集团的自衛権の行使が可能になりました。



### ●9条変えても軍国主義復活はあり得ない

憲法9条に手をつけると、国内の護憲派と言われる人たちや隣国の一部が「軍国主義の復活だ」と騒ぎ出すかもしれません。しかし、日本が軍国主義に逆戻りすることなどあり得ません。「統帥権（大日本帝国憲法が定めた天皇大権の一つ。軍の最高指揮権）の独立」をタテに軍部が幅をきかせ、国際的に孤立していった戦前とは状況が違います。今の日本は、国際的にみれば各種サミット（首脳会議）や国連の主要メンバーであり、国内では議会制民主主義が定着し、自衛隊に対するシビリアンコントロールがしっかり機能しています。政治に対する国民意識も成熟しており、“軍部の独走”など許されるはずもありません。むしろ、危機に際し、正当な自衛権を行使できずに国益を害するリスクの回避を優先すべきです。国民的論議のタタキ台は出来上がりました。あとは、自民党の政権復帰→憲法改正の国会発議→国民投票のプロセスを粛々と進めるだけ。長い道のりですが、“夢の実現”に向かって粘り強く歩み続ける決意です。皆様方のご理解とご支援をお願いいたします。

#### 〈安全保障条項の比較〉

現行憲法	自民党草案
〔9条1項〕国権の発動たる戦争、武力による威嚇、武力行使は永久に放棄	〔9条1項〕国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇、武力行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない
〔9条2項〕前項の目的を達するため、戦力は保持しない。国の交戦権は認めない	〔9条2項〕前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない
(なし)	〔9条の2〕国防軍を保持 〔9条の3〕国は領土、領海、領空を保全し、資源を確保

# ご報告

第四十六回衆議院議員総選挙において、自民党千葉県第8選挙区支部長、桜田義孝は当選を果たしました。地域と日本の為に、精一杯努力することをお約束いたします。今後とも桜田義孝と自民党に皆様からのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



平成24年12月16日、当確発表時にて。“お茶で乾杯！”

## 党員募集のお知らせ

【入党手続き】 桜田事務所までご連絡ください

【自民党員になると】2年間継続した党員は、自民党総裁選挙の有権者となります。また桜田義孝事務所より活動報告や行事案内をお送り致します。

【党員種類】 一般党員 年間 4,000 円 家族党員 年間 2,000 円

### 桜田義孝柏事務所

〒277-0814 柏市正連寺 374 TEL:04-7132-0881 FAX:04-7132-6456

### 桜田義孝国会事務所

〒100-8982 東京都千代田区永田町 2-1-2 衆議院第二議員会館 1117 号室  
TEL : 03-3508-7381 FAX : 03-3508-3501

ホームページ <http://www.sakurada-yoshitaka.com/>

メールアドレス [web@sakurada-yoshitaka.com](mailto:web@sakurada-yoshitaka.com)

Twitter (ツイッター) <http://twitter.com/ysakurada>